（共同支配会社等の再計算グループ国内最低課税額に係る過去対象会計年度）

第百五十五条の七十七　法第八十二条の十九第六項（国内最低課税額）に規定する政令で定める過去対象会計年度は、同条第五項第一号ロ、第二号イ又は第三号イに掲げる金額をこれらの規定に定めるところにより過去対象会計年度ごとに計算する場合における当該過去対象会計年度とする。

（各種投資会社等に係る国内最低課税額の計算の特例）

第百五十五条の七十八　構成会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。以下この項及び次項において同じ。）が各種投資会社等に該当する場合には、当該構成会社等の各対象会計年度に係る個別計算所得等の金額、法第八十二条の十九第二項第一号イ（国内最低課税額）に規定する国内調整後対象租税額（被配分当期対象租税額等（第百五十五条の五十三第一項（各種投資会社等に係る国際最低課税額の計算の特例）に規定する被配分当期対象租税額等をいう。次項において同じ。）を除く。）及び第百五十五条の三十八第一項各号（国別グループ純所得の金額から控除する金額）に掲げる金額には、これらの金額に当該構成会社等に係る最終親会社等以外の者に帰せられる割合として財務省令で定める割合をそれぞれ乗じて計算した金額を含まないものとして、法第八十二条の十九第二項第一号イ⑶に規定する国内実効税率及び同号イに掲げる金額の計算を行うものとする。

2　構成会社等が各種投資会社等に該当する場合には、当該構成会社等の過去対象会計年度に係る第百五十五条の四十第二項第一号イ（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）に規定する再計算個別計算所得等の金額、第百五十五条の六十四第二項第三号イ（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）に規定する再計算国内調整後対象租税額（当該過去対象会計年度に係る被配分当期対象租税額等を除く。）及び第百五十五条の三十八第一項各号に掲げる金額には、これらの金額に当該構成会社等に係る最終親会社等以外の者に帰せられる割合として財務省令で定める割合をそれぞれ乗じて計算した金額を含まないものとして、第百五十五条の六十四第二項第三号に規定する再計算国内実効税率並びに法第八十二条の十九第二項第一号ロ、第二号イ及び第三号イに掲げる金額の計算を行うものとする。

3　前二項の規定は、共同支配会社等（その所在地国が我が国であるものに限る。）が各種投資会社等に該当する場合について準用する。この場合において、第一項中「第八十二条の十九第二項第一号イ（⑴」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号イ（⑴と、「第百五十五条の五十三第一項」とあるのは「第百五十五条の五十三第三項」と、「特例）」とあるのは「特例）において準用する同条第一項」と、「第百五十五条の三十八第一項各号」とあるのは「第百五十五条の四十六（国別グループ純所得の金額から控除する金額）において準用する第百五十五条の三十八第一項各号」と、「最終親会社等」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項第二号イ」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項（共同支配会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）において準用する第百五十五条の六十四第二項第三号イ」と、「第百五十五条の三十八第一項各号」とあるのは「第百五十五条の四十六において準用する第百五十五条の三十八第一項各号」と、「最終親会社等」とあるのは「特定多国籍企業グループ等の最終親会社等」と、「第百五十五条の六十四第二項第三号に」とあるのは「第百五十五条の七十三第一項において準用する第百五十五条の六十四第二項第三号に」と、「第八十二条の十九第二項第一号ロ」とあるのは「第八十二条の十九第五項第一号ロ」と読み替えるものとする。

（収入金額等に関する適用免除基準）

第百五十五条の七十九　第百五十五条の五十五第一項から第四項まで、第八項及び第九項（収入金額等に関する適用免除基準）の規定は、法第八十二条の十九第八項各号（国内最低課税額）に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第百五十五条の五十五第一項中「第八十二条の三第七項第一号（国際最低課税額）」とあるのは「第八十二条の十九第八項第一号（国内最低課税額）」と、同項第一号中「構成会社等（各種投資会社等を除く。）の所在地国」とあるのは「我が国」と、同条第二項中「第八十二条の三第七項第二号」とあるのは「第八十二条の十九第八項第二号」と、同項第一号中「構成会社等（各種投資会社等を除く。）の所在地国」とあるのは「我が国」と、同条第三項中「グループ国際最低課税額等報告事項等」とあるのは「グループ国内最低課税額報告事項等」と、「第一項第一号の所在地国」とあるのは「我が国」と、「第八十二条の三第八項」とあるのは「第八十二条の十九第九項」と、「第百五十条の三第三項」とあるのは「第百五十条の三第六項」と、同項第一号中「当該所在地国」とあるのは「我が国」と、「の所在地国に係る」とあるのは「の我が国に係る」と、同項第二号から第四号までの規定中「当該所在地国」とあるのは「我が国」と、同条第九項中「第百五十五条の四十第一項（構成会社等に係る再計算国別国際最低課税額）」とあるのは「第百五十五条の六十四第一項（構成会社等に係る再計算グループ国内最低課税額）」と読み替えるものとする。

2　第百五十五条の五十五第五項から第八項までの規定は、法第八十二条の十九第九項第一号イ及びロに規定する政令で定める金額について準用する。この場合において、第百五十五条の五十五第五項中「第八十二条の十九第九項第一号イ（国内最低課税額）に規定する政令」と、同項第一号中「法第八十二条の三第八項第一号イの所在地国」とあるのは「我が国」と、「同号イ」とあるのは「法第八十二条の十九第九項第一号イ」と、「調整後対象租税額」とあるのは「同条第二項第一号イに規定する国内調整後対象租税額」と、同項第二号中「当該所在地国」とあるのは「我が国」と、「第八十二条の三第八項第一号イ」とあるのは「第八十二条の十九第九項第一号イ」と、「の所在地国に係る」とあるのは「の我が国に係る」と、同条第六項中「第八十二条の三第八項第一号ロに」とあるのは「第八十二条の十九第九項第一号ロに」と、同項第一号中「法第八十二条の三第八項第一号ロの所在地国」とあるのは「我が国」と、「同号ロ」とあるのは「法第八十二条の十九第九項第一号ロ」と、同項第二号中「当該所在地国」とあるのは「我が国」と、「の所在地国に係る」とあるのは「の我が国に係る」と、同条第七項中「第八十二条の三第八項」とあるのは「グループ国内最低課税額報告事項等」と、「同項の所在地国」とあるのは「我が国」と、「第百五十条の三第三項」とあるのは「第百五十条の三第六項」と読み替えるものとする。

（共同支配会社等に係る適用免除基準）

第百五十五条の八十　第百五十五条の五十五第一項、第二項、第四項及び第九項（収入金額等に関する適用免除基準）の規定は、法第八十二条の十九第十五項（国内最低課税額）において準用する同条第八項各号に規定する政令で定めるところにより計算した金額について準用する。この場合において、第百五十五条の五十五第一項中「第八十二条の三第七項第一号（国際最低課税額）」とあるのは「第八十二条の十九第十五項（国内最低課税額）において準用する同条第八項第一号」と、同項第一号中「属する構成会社等（各種投資会社等を除く。）の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（」とあるのは「係る共同支配会社等（その所在地国を我が国とするものに限るものとし、各種投資会社等を除く。）及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（その所在地国を我が国とするものに限るものとし、」と、同項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及び他の共同支配会社等」と、同条第二項中「第八十二条の三第七項第二号」とあるのは「第八十二条の十九第十五項において準用する同条第八項第二号」と、同項第一号中「属する構成会社等（各種投資会社等を除く。）の所在地国を所在地国とする全ての構成会社等（」とあるのは「係る共同支配会社等（その所在地国を我が国とするものに限るものとし、各種投資会社等を除く。）及び当該共同支配会社等に係る他の共同支配会社等（その所在地国を我が国とするものに限るものとし、」と、同項第二号中「全ての構成会社等」とあるのは「共同支配会社等及